

○議長（堀江 政武君） 簡明にお願いします。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） はい。国にお願いをするということは、対馬市だけじゃだめなんです。今回の離島振興においては、新法においては、15の地区がございます。ともにやらなければいけないんです。ほかの15の地区と連携をとって、このモデル事業をやっておるんですか、対馬だけでしょう。どうなんですか。それで終わります。

○議長（堀江 政武君） もう時間ですので、よろしいですか。（「対馬だけなら対馬だけでいい」と呼ぶ者あり）市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国境離島の区域がそれぞれ今示されておりますが、その区域において、私どものような航空体系を持っている離島はそうありません。そのことも御理解いただければと思います。

○議員（13番 小宮 教義君） 終わり。

○議長（堀江 政武君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。2時10分から再開します。

午後1時53分休憩

午後2時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野でございます。昨日より市長の行政報告、また国境離島特別委員長の報告で、有人国境離島地域保全地域社会維持特別措置法案、いわゆる国境離島新法が今国会に提出される見込みだという報告がありました。この法案の概要は、皆さんも御存じのとおり、国境付近の離島に人が継続的に移住できるよう、国などが地域保全や積極的に関与し、領海や排他的経済水域を保全することを目的としております。

振り返りますと、対馬市合併当時、私を含め数名の議員より、今後の対馬の20年、30年後、この地域社会を維持するためには、1つの自治体では困難であり、国の財政支援が必要であると前市長に訴え、この特別委員会が設置されたいきさつがあります。

あれから約10年、ようやくここまで来ました。特に、対馬市、対馬市議会は、この法案の成立に向けて、今まで先頭を走ってまいりました。今後、成立にはまだまだ一山、二山あるでしょう。市長、対馬のあなたはトップとして、ほかの市町もありますが、今まで私たちがやったこのような一生懸命ほかの地域に先立ってやってきたことを心に秘めて、今後、成立まで頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

通告をしておりました4項目について質問をいたします。

なお、4項目のうち2項目は3番議員、そして13番議員と重複するところがありますが、再度、質問いたします。

まずは、3番議員の質問にもありましたように、韓国の中東呼吸器症候群、いわゆるMER S感染についてであります。

先ほども市長のほうから説明がありましたけれども、再度、この対馬島内の感染を防ぐため、市としてどのような対策を講じているのか、再度、説明を求めます。

第2点目、ふるさと納税についてであります。

この2項目めにつきましても、先ほど13番議員の質問がありましたけれども、もう少し先ほどの市長の答弁では、前向きに考えているのか、やるかやらないのか、はっきりしたようには私は聞き取れませんので、市長の考えを再度尋ねたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、峰歯科診療所の再開院についてであります。

この問題は、私が12月でありましたか、一般質問でこの歯科医院は現在どうなっているのかという質問の中で、市長は、閉院ではないと、今は休院をしているという状況であると。しかしながら、今後、地域の方々の御要望があれば再考を考えるとということでございました。

そういう中で、地域の方々より、市長も御存じのとおり、そういう声が上がっております。そこで、まず再開に向けて、医師確保の公募をまず早期にしてもらって、医師の確保を求めるところであります。そこのところの市長の考えをお聞きします。

次に、消防職員採用についてであります。

消防職員の採用において、地元枠を確保する考えはないのかということでございます。

この問題は、市長も御存じだと思いますけれども、ここ25年、26年度で、中途退職の方々が島外の方々のこの2年間で4名ということになっております。こういうことを踏まえて、この状態がこのままでいいのかということがありましたので、この質問をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 11番議員の御質問に答えたいと思います。

1点目の韓国で発生をしておりますMER Sのこの問題でございます。市としての対策はどのように考えているのかというふうなお話でございました。

これにつきましては、先ほど答弁もさせていただいて、重複するところもございませぬけれども、どうか御容赦いただければと思っております。

まず、このMER Sという感染症のことを市民の方々に御理解をいただくことが大切だと思っておりますので、再度、その部分について、お話をさせていただければと思っております。

このMERSは、その感染力、重篤度、危険性の程度によって、感染症法では3段階に分類をされておりますが、昨年秋のエボラ出血熱、これは最も程度が高い第1類感染症でございましたが、今回のMERSは、ポリオや結核などと同様、2段階目の2類感染症に入ります。感染力は、季節性インフルエンザよりも低いという研究もあります。症状としては、感染から2日から14日で発熱やせき、息切れなどの症状が出て、重い肺炎になることも、時に高齢の方や慢性肺疾患等の基礎疾患がある人が感染すると、重症化する傾向があります。

今回の韓国での死亡者のほとんどが、このような基礎疾患を有していたという報道もあっております。

感染の経路につきましては、患者のくしゃみやせきの飛沫を吸い込むことにより起こる飛沫感染や、手に付着したウイルスが口や鼻から体内に入ることにより起こる接触感染によるものと考えられており、インフルエンザのように、次々に人から人へ感染することはないというふうに言われています。

今回の韓国における感染の拡大の一因というものは、韓国独特の何軒も医院に行くというドクターショッピングというものや、そして、大勢での見舞いという習慣があるものと考えられているというものであります。

この予防法でございますが、ワクチンが開発されてない現状では、患者との濃厚接触を避けたり、先ほど言いましたように、飛沫を浴びないなどということになりますので、マスクの着用、そして手洗いやうがいの徹底を図ることが有効であるとされています。また、感染した場合も、特別な治療もなく、発熱やせき、下痢等の症状ごとの対症療法というふうになります。

韓国からの入船時の検疫での対応について説明を再度させていただきます。

検疫所では、昨年11月のエボラ出血熱発生時より厳原、比田勝港旅客ターミナルでサーモグラフィによる体温検知は継続されております。韓国国内において、患者と診察、介護などで濃厚に接触していたり、あるいは患者と同居していた人が検疫で38度以上の発熱を伴う呼吸器症状を呈した場合、検疫所において診察、検体採取を行い、疑似症患者、または患者の確定をし、指定医療機関であります対馬病院へ搬送をいたします。また、患者と接していても、検疫時に発熱等がない場合は、健康監視の対象者として、1日2回、体温、その他の健康状態を確認いたします。健康監視対象者が発熱等を呈したという連絡があった場合は、検疫所は県に連絡をし、県は保健所に連絡します。それにより、保健所は対象者に対し、自宅待機を要請し、移送等全般の対応をいたします。

入国後、MERS疑い患者が発生した場合の対応について説明をいたします。

保健所は、一般の医療機関や本人からの相談により、疑いのある患者が出た場合、指定医療機関である対馬病院に搬送し、医師からの疑似患者の届け出があった場合は、県、国のそれぞれの

検査機関で検体検査を実施をいたします。

先月末の韓国での発生以降、市内では、県の振興局をはじめとした関係機関の連絡会議を6月5日と11日に開催をし、情報の共有をはじめ、今後の対応について協議をしております。6月5日よりCATVでの文字放送、11日からは1日8回放送されておりますつしまる通信の後半で、MERSの症状、予防法等をアナウンスしております。また、今月の市報にも、同様の内容で掲載をしております。

今後につきましては、啓発の充実とともに、ほかの関係機関が主体となる水際対策や、万一のときに被害を最小限にとどめるために素早く対応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます、ふるさと納税についてでございますが、先ほど、13番議員よりこの問題について質問があつて、答弁をさせていただいたところでございますが、私が先ほど答弁した内容をさらにかみ砕いてはっきりとした答弁でお願いできないかというふうなお話でございました。

制度の内容については、もう繰り返しいたしません、先ほど申しましたように、この税の問題と、そして税の根幹の問題を揺るがさない範囲、それから一時所得の問題等々をしっかりと見極めた上で、この返礼品の問題について、検討に入りたいというふうに思っております。今の段階において、どういう形でやっていくという具体的な案は、この時間では持ち合わせはありませんので、お許しをいただければと思います。

3点目の峰歯科診療所の問題でございます。

これにつきましては、峰歯科診療所は、15年前から御手洗歯科医師に運営をしていただいておりますが、患者が急激に減少して、将来の診療所運営について非常に不安であるとの報告があり、退任願いが25年11月に提出をされ、市においても26年、昨年4月より休診としているところであります。

この歯科診療所が休診となる以前からではありますが、佐賀地区等の患者さんが仁田や豊玉の歯科診療所に通院されており、休診の影響は少ないものというふうにも思っておりました。

しかしながら、先日、佐賀の東小学校及び東部中学校のPTA会長さんが来庁され、峰歯科診療所の休診後の子どもに関する歯の健康というものを心配をする保護者の声、通院に伴い、授業を休むこと、また、通院に伴う保護者の大変さは増すばかりであるとの現状が訴えられております。診療所再開をお願いする陳情書が提出されたところでもあります。

そもそも、峰歯科診療所は患者が減少し、経営が成り立たない状況に陥ったので、休診の手続をとった経緯があります。歯科医師を公募し、再開することについての継続性について、懸念しているところでもあります。

しかしながら、子どもとか高齢者の歯の健康をどう考えるのかということに重きを置くならば、何かの策を講じなければならないというふうには思っております。

市としましても、近隣の歯科医師の経営に影響を及ぼさない範囲で、出張診療が行えるような医療体制を確保したいというふうに思っております。

これからそのようなお願いができる近隣の歯科医師さんと協議をしていきたいというふうに思います。何とか早い時期に再開できるように努めていきたいと思っております。

4点目の消防職員の採用に関して、地元枠を確保する考えはないかという御趣旨の質問がございます。

対馬市として、広く人材を求める観点から、職員募集の採用試験案内は、ほかの自治体同様、市のホームページに掲載をしており、全国どこからでも見ることができます。そのようなことから、消防職員の採用試験においても、北海道から沖縄までの出身者が受験のため来島されている状況です。

受験資格につきましては、地方公務員法のくくりや、その他の法律及び憲法の定めるところにより、男女、出生、門地等に左右されることなく、採用を進めておるところであります。

試験は、一般教養、適正、体力テストまでが1次試験で、小論文、面接が2次試験となっております。それぞれ点数化され、採用判定を受けることとなりますが、消防職員の場合、採用後に入校いたします消防学校初任科において、3度の体力試験、20科目のペーパーテストや実技試験を受けることとなります。

現場に勤務するようになって、階級、昇任に係る試験期間が最低15年間設定されております。そのほか、救急救命士など、業務に必要となる資格試験が待っておりますので、これらを備えるため、最低合格ラインというものを設定していることもあり、募集人数に満たぬ採用人数となる年度が生ずるところであります。

御指摘の地元枠でございますが、人の命を預かる消防職員を育てるという観点から、最低合格ラインは外せないところでございまして、地元枠を確保しても、枠いっぱい的人数を無条件で採用するわけにはまいりませんし、設けますと、成績優秀な者が多い場合、枠外の優秀な島内受験者をみすみす不採用とすることにもなりますので、現状を御理解のほど、お願い申し上げます。

一方、昨年10月に行いました市内中学生871名のアンケート結果によりますと、将来、消防職員を目指したいと目指す生徒は25名となっておりましたが、そのうち対馬に残りたいと考えている人数は5名にとどまっていたのが現状であります。高校までの数年間で変化も生ずるのではないかと考えますが、大変厳しい状況と受けとめております。

消防本部のほうでは、中高生の体験学習やインターンシップを職場で受け入れ、消防職務への理解を深めてもらったり、島内3高校へ消防受験のお願いに行くなどの努力をしておりますので、

こちらをあわせて御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） まず、消防職員の採用についてお尋ねをいたします。

先ほど、最低合格ラインは崩せないということ。私も島外の出身者の採用をどうこう言うわけやないんです。島外の方々もやっぱり対馬で、骨を埋める覚悟で私も来たと思っております。

ただ、市長、御存じですか。この2年間で、25年度中途退職者の中の、これは3人なんですけども、3人というけども、1人は免職者です。ですから、2人のうち1人25年度は島外の方が辞めておられます。そして、26年、これも5人になっておりますけども、これも免職者が1人おられますので、4名のうち3名が島外の出身者が辞めておられるわけです。この25年度1名、26年度のこの3名の島外出身者の採用者は、いつ採用された職員かわかりますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大変申し訳ありません。入庁年度というのは、私のほうは把握はしておりません。申し訳ありません。

その件につきましては、消防長のほうに答えさせたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 20年度と22年度に採用した者です。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 25年と26年の4名の方々が辞めとるとですけども、20年度と22年度採用ですか。ちょっとはっきり答えてくれませんか。25年度1名は何年度の採用者か、26年度の3名は何年度の採用者か、はっきり教えてください。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 25年度の島外出身者の採用は、20年度——失礼しました。19年度でございます。それから、26年度の退職者、先ほど間違っただけです。22年度、24年度、それから26年度の採用でございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今、話にあったように、この島外出身者の方々が、20年度を含めて、22年度、24年度、そして一番新しい26年度に採用した方も辞めたという現状なんです、市長。そういう中で、この2年間の採用はどうなっているかということ、26年度が11名採用です。11名の方が、島外出身者が9名もおられるわけです。27年度は4名採用で、半分が島外者です。この2年間で15人中11名が島外の方ということなんです。確かに市長が言われる、それは公平性、そういうことを考えたら、私も重々わかるわけですが、しかし、こ

ういう流れで行きよったら、幾ら前の条例でこの消防職員を増やした。幾ら採用をとって、また辞めたら、現場の職員はどうなりますか。今、市長、条例に基づいて、多分職員採用は、特に消防は年次計画があると思いますけども、その年次計画に合わせて、27年度でどうなっていますか。計画どおり行っておりますか。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 27年度は、11名が26年度中に定年退職いたします。それに加えて、5名ほどをプラスするという方針でやっておりますけれども、現在、第1回目の社会人枠の採用試験中であります。

○議員（11番 上野洋次郎君） 年次計画で、27年度が何名、今現在何名なのかということ。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 年次計画のほうをちょっとこちらのほうに手持ちがございまして、昨年度末に急遽3名の職員が退職をするというような事態になりまして、96という数字が、現在は92でございます——失礼しました。94ということになっております。それを定数に近めるべく、採用数を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今、消防長の話ではっきり数字は出とらんと言うけども、多分、年次計画で言うたら、多分もうこの時点で102名ぐらい採用しとかなできん状態と思うんです。10人近く足らんわけです。そういうことを、私は市長、心配しているんです。幾ら採用しても、辞められたら、全否定はしないわけです、私も島外の方々。一生懸命やろうという気持ちでやっぱり採用試験を受けたわけでしょう。ただ、この退職者の数を見ても、やっぱりどうしても家庭の事情があって、帰らなければならないとか、そういう事情のことがあるわけです。ですから、この採用のことは、大変難しいとは思いますが、合格ラインが何点なのかどうか分かりませんが、まず、私の言う趣旨は市長わかるでしょう。そこのところをちょっと、どうも理解しとらんごとありますけど、ちょっとわかりますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 出入りが激しいということが、この25、6年度、そして、定員が当然増えていかなくはいけない状況にある消防の状況というのはわかっておりますが、辞めるのは、それはそれでいたし方ない分はありますけど、島外の消防職に入っている島内出身者の方なんか、また、こちらに受け直しをするということも聞いてはおります。何か全国的にも、この消防というのが、流動の激しい今職種になっているといううわさは聞いてはおります。それが、市民の安全と安心につながるのかというふうなお考えだというふうに私は聞いて今、理解をしておるところでございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） もうこの問題は最後にしますけども、やっぱり市長、一番負担がかかるのは、現職の職員なんです。今も豆殻の分遣所ができて、本来なら、はっきり言って10人近く増員しなければならない中、今の消防長、職員は一生懸命やっていると思うわけです。私はそういうことを踏まえて、もう少し、難しいと思います、この問題は。採用の問題は難しいと思うけども、何とか今おられる職員を少しでも楽にしてやるようなことを考えて、また、そうしないと、これは消防長、やっぱり士気の低下にも私はつながると思うわけです。ここは、市長、この話はなかなか難しいと思いますけども、何とかいい方向に、こういう一番いいのは、島外の方々も退職されんのが一番いいわけですから、そういうことも踏まえて、消防長もそういう方の、また島外者のフォローも含めてやっていって、そうならないように努力してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。この質問は終わらせていただきます。

次に、歯科診療所再開院についてでございますけども、先ほどの市長の答弁では、再開を目指す努力はしたいということですけども、私が言う医者の方の公募はできないのかということと、どのような方向でまず再開院する考えがあるのか。再開するのであれば、例えば週に何回を、私は常駐がいいと、公募して常駐の先生を雇うのが一番いいと思うわけです。そのところは、市長の答弁ではっきりわかりませんでしたので、もう一度、見解を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 特に、東部地区を中心とした地域の皆様が、峰歯科診療所にお医者様が常駐されるのを望まれるのは重々承知はしております。

そういう中で、公募をとったとしても、それはするのは一向に構わないんですけども、なかなか手が挙がってこない、だろうという見通しを今しているところであります。まずもって、子どもたち、小中学生、お年寄り等々を安心してもらうためにも、近隣の歯科診療所との仮に週1なり週2なりの出張診療というものを組み立てていくのが現実的ではないのではなかろうかというふうに、こちらは考えております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 担当課もそういう話なんです。現実的には、週一、二回ぐらいの程度で、ほかの所から回したほうが現実的ではないかという話をされております。ただ、私は逆の発想で、一応、公募をかけて、例えば島内の歯医者さんにしても、もしかしたら、来たいという方がおるかもわからんわけです、週に何回よりも、もう常駐で。

市長も御存じのとおり、これはもう市立ですから、年間240万の運営補助もあるわけです。そして、建物、住居、みんな無償です。また、それ以上に医療機器もある程度市が持つわけです。私は、反対に、島内でも公募したら、もしかしたら来る可能性もあるし、これが福岡でもどこで



も公募するような形になれば、行政側は、前の先生の話聞いて、もうお客さんが少ないからこうなったという話しかしません。それは前のお医者さんはそう話すでしょう、それは。

しかし、その原因になったとは、もしかしたら、私も前のお医者様をよう知つとりますから、あまり言いたくありませんが、もしかしたら、先生に責任の一部はあったかもわからん。どうも担当課のほうは、前の先生の話ばかり聞いとるわけです。現実的に地域の話は多分聞いとらんとします。

当初は、前の先生がやっておられたときは、最初は多かったわけですから、原因はこれは何かがあるわけです。最初からもう公募はどうかなと、一時的に1週間に幾ら、医者を探そうかじゃなくて、そういう後ろ向きな発想じゃなくて、公募して、常駐の先生をまず探してくるということが私は大事だと思いますけど、まずそちらのほうを優先しながら、そして、またその間、並行してはおかしいですけど、近くにそういう先生がおられれば一番いいわけですけど、まず公募して、常駐する先生を探すということを、その方向でやってもらいたいと思いますけども、どうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 上野議員の今おっしゃられた公募をまずもってやってというふうなお話でございます。並行して、近隣の方に当たるとするのは、それは信義にもとるとしますので、できないかと思いますが、段階として、公募という手続から入っていくことをお約束します。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） ちょっとこれは、今、市長がすばらしい前向きな答弁をしてくれた中で、大変読みにくい、これはコメントなんですけども、これは地区のほうに来たコメントで、少し読んでもらいたいということで、少し読ませてもらいます。

歯が痛くてたまりません。いつもなら歩いていけるのに、先生がいないということはどんなに不便であることか。役場の人にはわからないのでしょうか。歯が痛い、食べることが嫌になります。それこそ不健康そのもので、やる気もなくなり、体がより不調になる悪循環です。どうして歯科医院をつくってくれないのですか。もう1年になりますよ。役場の人は、協働とか地域づくりの話をしますが、今、私のこの痛みはわかってほしいです。

という、そういうコメントもありますので、早急に公募をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、MER Sの問題ですけども、行政側の取り組みはよくわかりました。

ただ、市長、私が少し思うのは、この対策としては、ほとんどがポリオ関係のそういうマニュアルでやっている、それはもうそれで結構なんですけれども、一応、2類になっているそれはこのMER Sですけども、感染元は隣の韓国です。そして、この対馬に毎日何百人の方々来ら

れます。そういう中で、市長の先ほどの話では、県と協議をなされたという話で、まず、そういう協議の中で話されたとは、県だけなんですか。もう一度、再度お願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県、保健所でございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） このMERS感染が韓国で感染がわかってから、すぐ国のほうは、あれは6月5日が釜山でしたか、釜山じゃありません。ソウルですか、そして6月8日ですか、対策室が2カ所に設置されております。これは市長も御存じでしたか。韓国のほうに、もう国交省のほうから対策本部ができたということです、ソウルと釜山に。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 韓国内でどういう組織体制をとられたかというのは、正直言って、ちょっと私は詳しいことはわかりません。患者の数とか、どんどん増えていくとか、そういうのはわかっておりましたけども。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） これは、まずこれは岸田外相の話ですけども、これは6月9日に発表がっております。まず、在外邦人を守ることが1つです。それと、国内への感染を防ぐためということで、まず、6月5日にソウルの日本大使館、そして8日には釜山の日本領事館にそれぞれ対策本部をつくったわけです。

私は、確かに分類は2類ですけども、この地域性を考えたときに、まずこの対馬が危ないなど、これは緊急事態だなど、私はそういう感覚になると思うんですが、まず、この対策本部が国が立ち上げた。一番この対馬の状況を私は市長が室長に言って、この対策本部に行って、今後、対馬もこのような入る可能性があるから、国も協力してまずやってくださいというような話を、私は持っていく、そういう危機感があってもよかったんじゃないかと思えますけども、どうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 手ぬるいんじゃないかと、動きがというお話でございます。もっぱらこの検疫の話につきまして、国、県が表に立ってやっていくということになっておりますし、確かに20万人、年間この島には韓国のほうから訪問客、観光客が訪れておられます。この数というのは、年間の日本への来訪者の数の確か6%か7%だったと記憶しております。ここからゲートウエーとなって、日本中に行っているのではなくて、あと九十数%の人は、それぞれの日本国内に入り込んでおられます。日本中の問題というふうに捉え、日本の国、そしてその防疫体制を県、保健所等が物事としてやっていくものというふうには私は理解をしておりましたので、今おっしゃられるように、釜山、ソウルでそのような対策本部ができて、それに対して、国に対してし

っかりとやれ、やっていってほしいという申し入れ等については、直接的にはしておりませんが、6月5日の時点から皮切りに、こちらで防疫体制の対策会議というものが行われてきて、その同日にCATV等にこのような対処、予防方をしてくださいというふうな告知をしていくということで取り組みをさせていただいたに過ぎないのかもしれない。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） その問題、もう少し私も危機管理と申しますか、もう少しそういうところは足りなかったのではないかと私は考えております。そのところは指摘をさせていただきます。

最後になりました。5分しかありませんので、ふるさと納税についてでありますけども、市長は税的なこと、あるいは返礼品といいますか、あまりそういうのを、そういうことは、私からすれば、どうでもいいとはおかしいですけど、それよりも、このふるさと納税自体が、いつも話に、ふるさと納税といえば平戸ですか、約14億円。そういう寄附金が入ってくるわけですけども、これはいうように、寄附金ばかりやないわけです。さっき13番議員の言うように、対馬の海、山、そういうものの物流もできます。雇用もできます。そして、PRも、一番これが大きいじゃないですか。そういうことを考えれば、このふるさと納税は、私は絶対やらなければいけないと思う。しかし、先ほどの市長の話では、検討する、一時所得をはじめ、そういうことを研究しながら、また検討しますという発言です。

市長、これは、もう来年3月が次の市長の選挙なんでしょう。市長、はっきり次の3月の市長選挙には立候補されますか。まずそれを聞きます。（発言する者あり）

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まずもって、3番議員、余分なことは言わなくても結構でございます。謹んでください。

今の問題につきましてお答えします。

このふるさと納税の問題につきましては、先ほどの13番議員、そして11番議員のお話の答弁でも申し上げましたように、これについて、返礼品の総務大臣の通知のことで許される範囲で物事を組み立てていくことじゃないと、ふるさと納税をした人に迷惑がかかるという思いが私にはありますので、そういうことをしっかりと、どこをどういうふうな仕組みがいいのかということを考える検討をさせていただきます。そして、今のふるさと納税、私どものふるさと納税です。今のやり方というのも、年々金額は増えてはおります。去年も1,000万近くのふるさと納税は確かに入っております。もっと政策課題というものをしっかりと明確にすることも必要だというふうな意見も内部でもずっと出されております。

それらのこともしリニューアルをどっちみちしなくてはいけない時期には来ていると思っております。

ます。それと、あわせ、今、おっしゃられたことをしっかりと形にしていけるように協議を進めていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 最後になりますけど、私は、例えば平戸が14億円あれば、多分私は対馬の海の品、山の品、あるいは観光、そういうことを含めたら、平戸以上にあるかはわかりませんが、10億あったとします。その半分がこの税源になって、今の市長が一番苦しんでいる財源がない。いろんな施策がとれない。私は、その5億あれば、特に私の考えは子ども子育て支援です。保育所の無料化、あるいはもう出生一時金をまだ増やすとか、私はそういう、まずお金をつくって、やっぱりそういうところに財源を使うという考えも、今後、私は来年の3月の市長選、誰が出られるかわかりませんよ。しかし、これは大きな市長の政策、どの市長が出る、当選するかわかりませんが、そのような大きな問題になってくると私は思っておりますので、そういう認識をしております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） 以上で上野洋次郎君の質問は終わりました。

---

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日予定の市政一般質問は終わります。

あすは、引き続き市政一般質問を定刻より行います。

本日は、これで散会とします。お疲れさんでした。

午後3時00分散会

---